



報道発表資料

報道関係者各位

令和2年11月25日（水）
【照会先】
山形労働局労働基準部賃金室
賃金室長 阿部 浩志
賃金指導官 中里 康浩
電話 023 - 624 - 8224
FAX 023 - 624 - 8345

山形県特定（産業別）最低賃金の改正 —本日官報公示。本年12月25日から効力発生—

山形労働局長（局長：^{かさいなおと}河西直人）は、地域別最低賃金（793円）を上回る額で設定される4つの山形県特定（産業別）最低賃金の改正について、山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみあきら}山上朗）の答申（本年10月26日）を受けて改正に伴う諸手続きを行い、本日（11月25日）付けの官報に公示しました。

これにより、本年12月25日から、山形県内の4つの産業で事業を営む使用者（4産業計で約1,500事業場）及びその産業の「基幹的労働者」（4産業計で約25,400人）に、改正後の特定（産業別）最低賃金が適用されます。（改正金額は、別添を参照。）

別添 「特定（産業別）最低賃金」